

■消費税引き上げに伴う低所得年金受給者等への給付金スタート



10 月から予定されている消費税の引き上げとともに、年金生活者支援給付金制度がはじまります。

年金生活者支援給付金制度とは、所得の低い年金受給者に対し、年金に上乗せして支給されるものです。

65 歳以上の減額された老齢基礎年金（年額約 78 万円以下）の受給者には、月額 5000 円が給付されます（老齢年金生活者支援給付金）。世帯全員が住民税非課税であることや年金保険料を納めた期間や免除期間などにより、給付対象となる条件や給付額が異なります。

障害基礎年金の受給者は、所得や扶養家族状況によって、月額 5000 円（2 級）が給付されます（障害年金生活者支援給付金）。

なお、特別障害給付金の受給者は、当制度の対象にはなりません。

いずれも対象者には、9 月以降、日本年金機構から手続きの案内が届きます。期間内に手続きを行わないと、さかのぼって給付を受けることはできなくなるので注意が必要です。

また、給付金は 1 回だけでなく、要件を満たしていれば継続して受け取ることができます。初回の支給は、12 月から（10 月および 11 月分）です。

給付金に関する専用の電話相談窓口が日本年金機構に設けられていますので、こちらもご参考ください。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル：0570-05-4092（ナビダイヤル）

■消費税引き上げに伴い診療報酬も変わります

10 月に消費税率が現在の 8% から 10% に引き上げられるのを踏まえ、透析にかかわる医療材料費等の診療報酬が見直されます。

今見直しは、消費税率が引き上げられると医療機関の負担も大きくなってしまうため、その負担増を補填するための特別の診療報酬プラス改定といわれています。初診・再診料は引き上げられる一方、透析に関わる医療材料では、通常の診療報酬改定で行われる医療材料の機能区分の見直しはないものの、価格引き下げが目立つ内容になっています（下記参照）。透析患者に直接的な影響は大きくないものと思われそうですが、全腎協では来年度改定を控え、引き続き診療報酬の動きに注視していく構えです。

	現行	→	改定後（10 月 1 日適用）
(1) ダイアライザー			
I a 型（膜面積 1.5 m ² 未満）	1,510 円	→	1,480 円（- 30 円）
I a 型（膜面積 1.5 m ² 以上）	1,520 円	→	1,500 円（- 20 円）
I b 型（膜面積 1.5 m ² 未満）	1,610 円	→	1,340 円（-270 円）
I b 型（膜面積 1.5 m ² 以上）	1,490 円	→	1,520 円（+ 30 円）
II a 型（膜面積 1.5 m ² 未満）	1,440 円	→	1,470 円（+ 30 円）
II a 型（膜面積 1.5 m ² 以上）	1,540 円	→	1,490 円（- 50 円）
II b 型（膜面積 1.5 m ² 未満）	1,600 円	→	1,630 円（+ 30 円）
II b 型（膜面積 1.5 m ² 以上）	1,620 円	→	1,580 円（- 40 円）
S 型（膜面積 1.5 m ² 未満）	1,610 円	→	同左
S 型（膜面積 1.5 m ² 以上）	1,630 円	→	1,620 円（- 10 円）
特定積層型	5,780 円	→	5,700 円（- 80 円）
(2) ヘモフィルター	4,630 円	→	4,590 円（- 40 円）
(3) 吸着型血液浄化器	22,200 円	→	22,000 円（-200 円）
(4) 持続緩徐式血液濾過器			
標準型	26,500 円	→	2,700 円（+500 円）
特殊型	27,400 円	→	同左
(5) ヘモダイアフィルター	2,750 円	→	2,800 円（+ 50 円）